

# 第3回

## 名古屋国道管内自転車安全利用協議会

—国道19号桜通の駐輪対策—



平成28年12月20日（火）



# ～国道19号桜通の駐輪対策～

1. 関係法令とこれまでの経緯
2. 現況の自転車の駐輪実態
3. 駐輪に関する課題と対策

【参考】関係法令



# ～ 目 次 ～

1. 関係法令とこれまでの整備経緯
2. 現況の自転車の駐輪実態
3. 駐輪に関する課題と対策

【参考】関係法令

# 1. 関係法令とこれまでの整備経緯

## ■昭和55年11月25日

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」を制定

## ■平成5年12月22日

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に名称を改め、条文を一部改正

放置自転車対策が進んでいなかったことから、総合対策を追加。

### 総合対策とは

- 地方公共団体又は道路管理者：  
自転車の駐輪需要の著しい地域においては、**一般公共のための駐輪場を設置。**
- 公共施設、民間施設の設置者：  
**施設利用者のための駐輪場を設置。**
- 都道府県公安委員会：  
歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための**交通規制を実施。**
- 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等：  
相互に協力し、**道路に駐車中の自転車の整理、放置自転車の撤去を実施。**

一体的な  
実施が前提

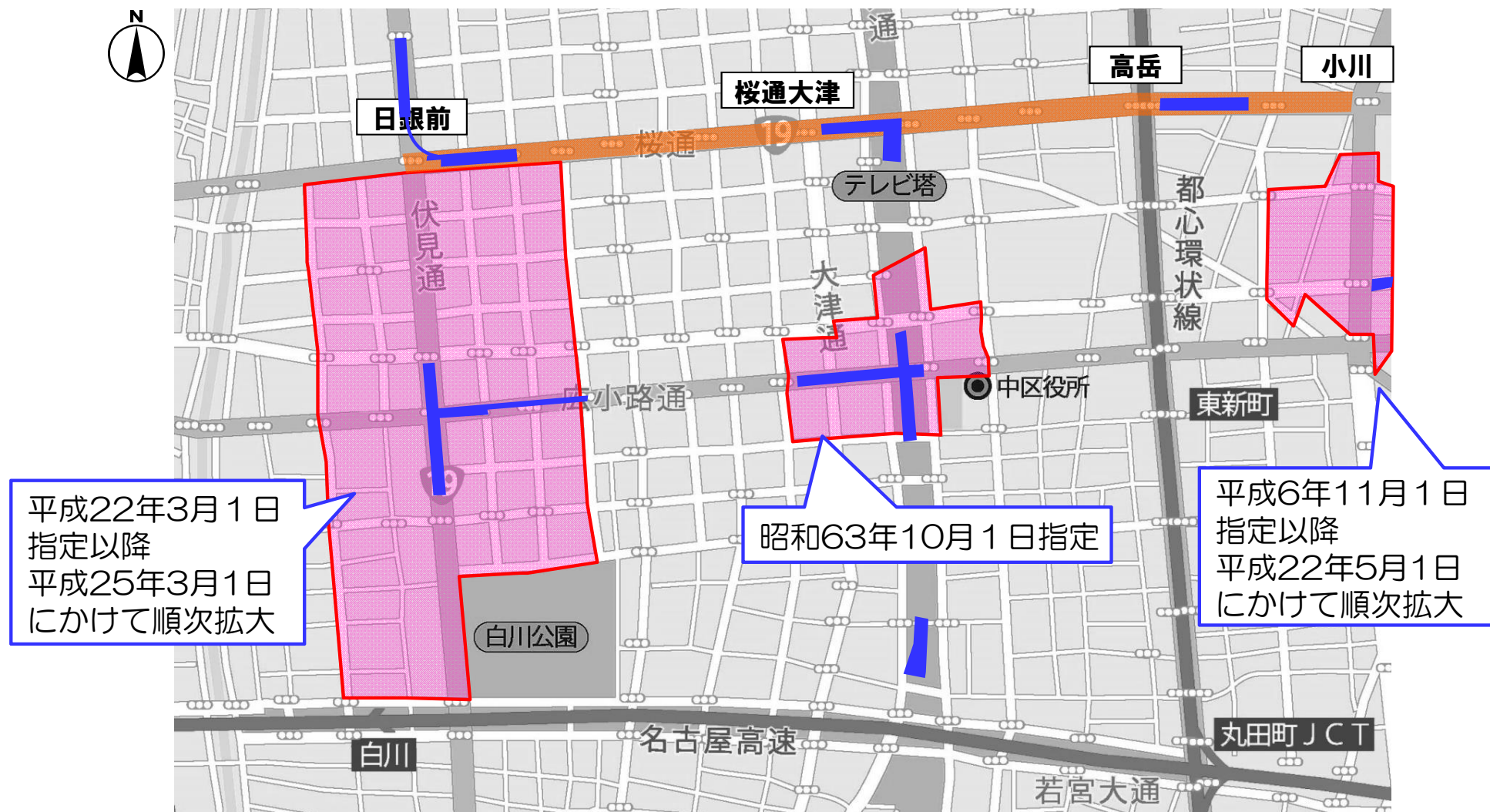
## ■平成18年11月15日

道路法施行令 改正

道路管理者が道路付属物として、歩道等に自転車駐輪場を設置することが可能となった。

# 1. 関係法令とこれまでの整備経緯

## ■桜通周辺の自転車等放置禁止区域



凡例： 自転車等放置禁止区域  
 地下鉄駅

出典：名古屋市HP自転車等放置禁止区域一覧表



# 1. 関係法令とこれまでの整備経緯

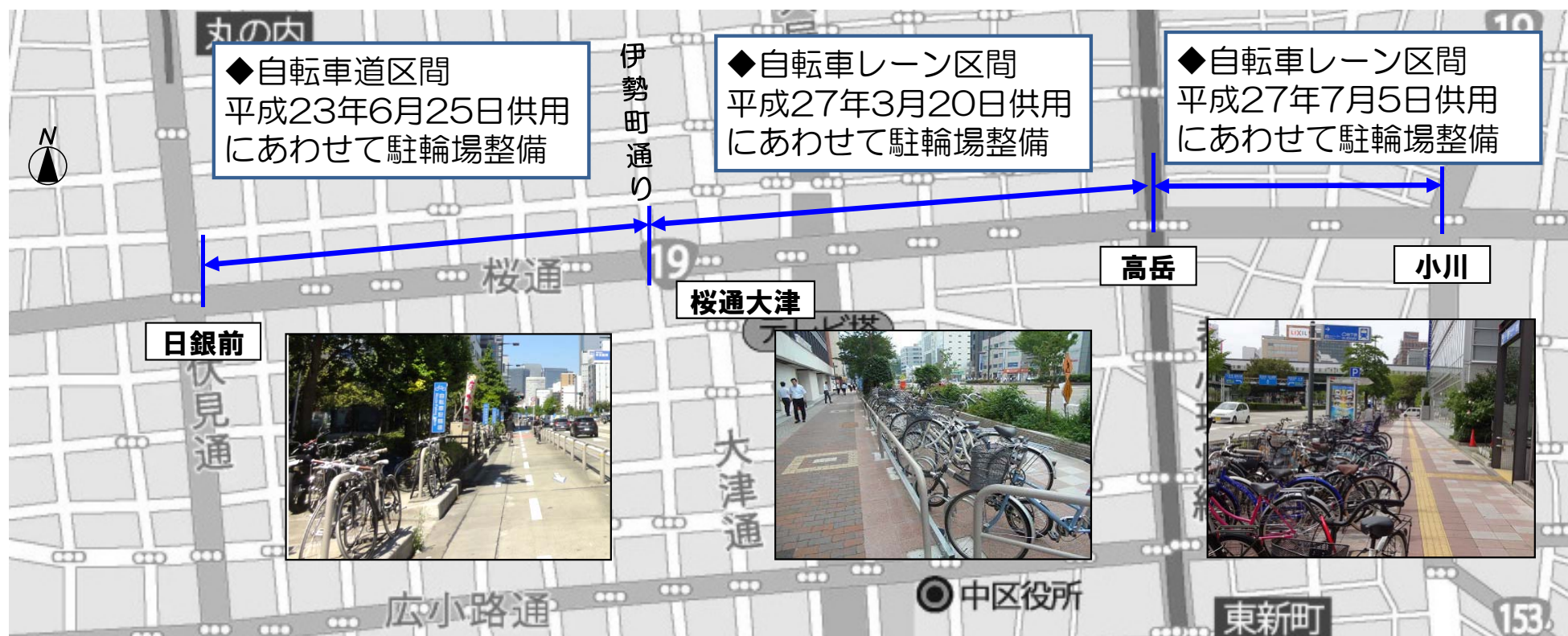
## (2) これまでの整備経緯

### ◆駐輪場設置の経緯

自転車道、自転車レーンの整備に合わせて道路管理者が駐輪場を設置

### ◆駐輪場整備の考え方

平成20年度の駐輪自転車の調査結果を踏まえ、国道41号高架下の駐輪場の有効活用も前提に整備





# ～ 目 次 ～

1. 関係法令とこれまでの整備経緯
2. 現況の自転車の駐輪実態
3. 駐輪に関する課題と対策

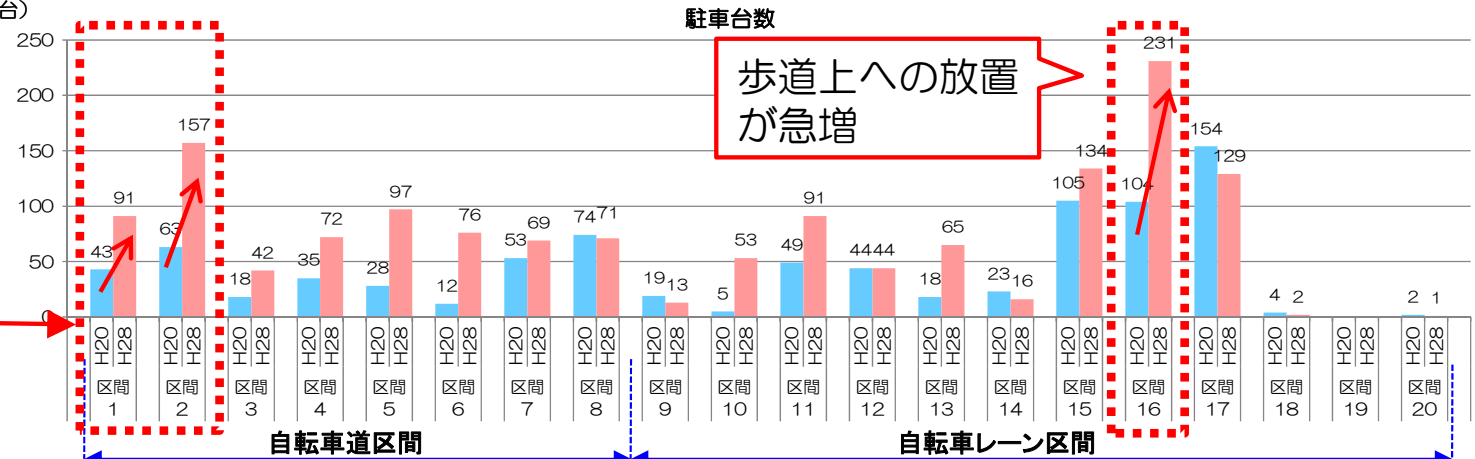
【参考】関係法令

# 2. 現況の自転車の駐輪実態

## (1) 駐輪実態

◆北側区間(台)

■13~14時



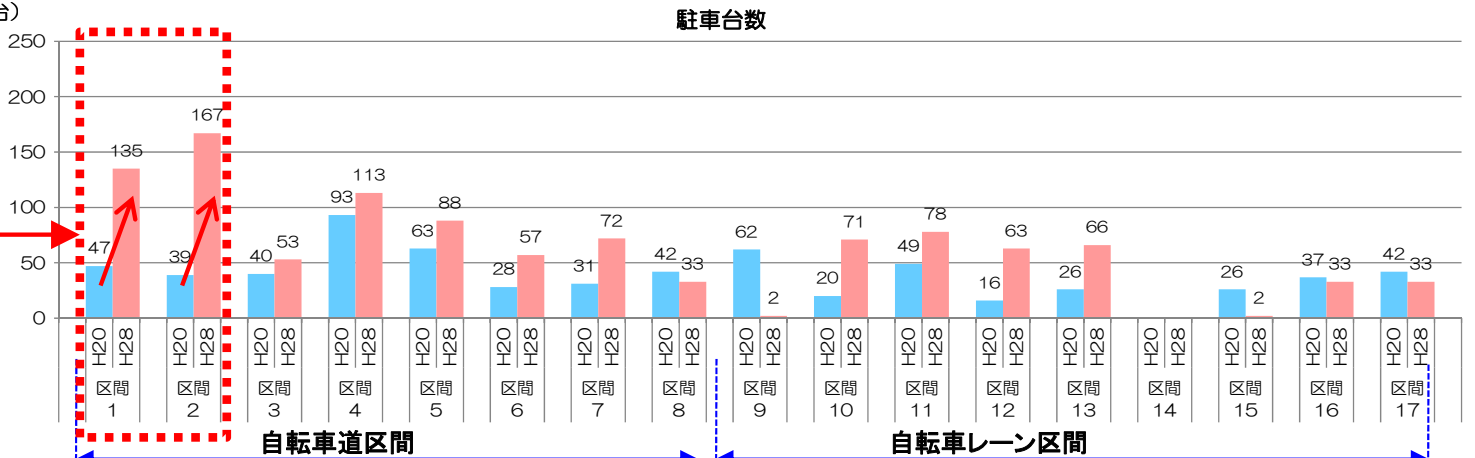
伏見通の有料駐輪場を避けて増加したと推察

調査位置



◆南側区間(台)

■13~14時



調査日時：平成20年12月4日（木）13：00～14：00  
平成28年7月19日（火）13：00～14：00

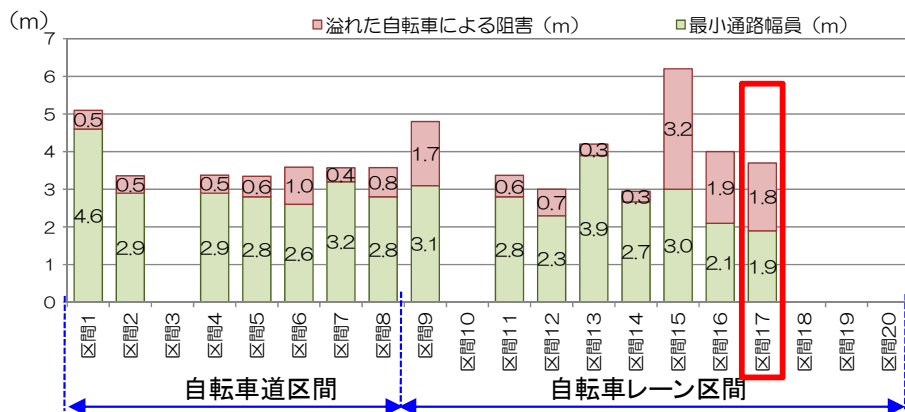


# 2. 現況の自転車の駐輪実態

## (3) 路上への駐輪による交通阻害状況

- 歩道への駐輪による歩行者空間の阻害は、区間内の全域で発生。特に、北側区間15（高岳交差点付近、地下鉄高岳駅付近）では、歩道への駐輪による阻害が最も大きい。
- 北側区間17（地下鉄高岳駅付近）では歩道への駐輪による歩行空間の阻害が大きく、有効幅員は1.9mと狭い。

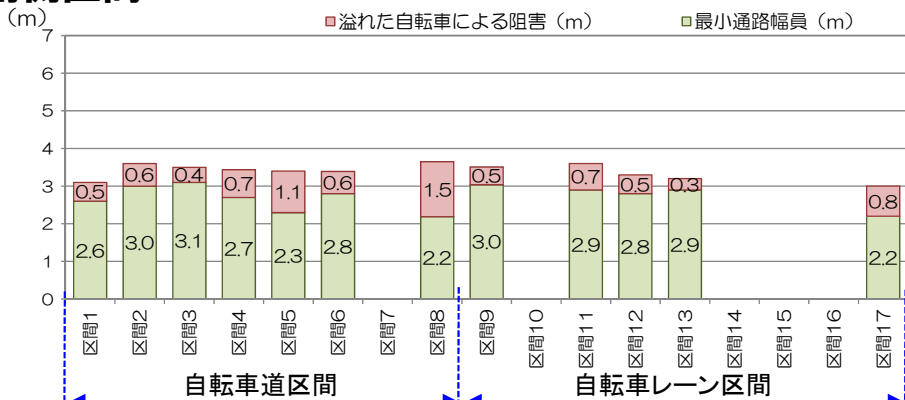
### ◆北側区間



### 調査位置



### ◆南側区間



・ 阻害状況の把握方法

・ 駐輪が溢れていることによる歩行者空間の阻害状況

# ～ 目 次 ～

1. 関係法令とこれまでの整備経緯
2. 現況の自転車の駐輪実態
3. 駐輪に関する課題と対策

【参考】関係法令

# 3. 駐輪に関する課題と対策

## ①利用実態

- 平成18年度の道路法の改定を踏まえ、平成20年度に実施した歩道の駐輪台数の調査結果に基づき、道路管理者により緊急的な対策として歩道に自転車駐輪場を設置（一般公共の用に供される自転車駐輪場）。あわせて、警察により自転車駐輪場への自転車駐車可の標識を設置。
- しかし、桜通を除く桜通周辺地域における駐輪場の有料化及び自転車等放置禁止区域指定等により桜通への駐輪が増加。
- その結果、地下鉄利用者や周辺施設利用者等の駐輪により、歩行空間を大きく阻害。
- 道路管理者が撤去する場合、放置者に対する移動命令が原則（道路法の制約）であるため実効性がない。



## ②課題

- 桜通駐輪場の利用を適正化。（店舗等の一時利用）
- 歩行空間を阻害する駐輪自転車を抑制。（即日撤去等の方策検討）



## ③対策

- 駐輪場の有料化による駐輪自転車の抑制及び、自転車等放置禁止区域の指定。  
※条例規制に時間を要する場合は、駐輪場の有料化だけでも先行実施。
- 指定された自転車駐輪場以外の歩道上に駐輪している自転車の取り締まり。  
※条例化に時間を要する場合は、名古屋市、道路管理者、警察、市交通局が協力して放置自転車の整理を実施。



## ～ 目 次 ～

1. 関係法令とこれまでの整備経緯
2. 現況の自転車の駐輪実態
3. 駐輪に関する課題と対策

【参考】関係法令

## (1) 関係法令

### ■ 道路交通法

第五章 道路の使用等 <第一節 道路における禁止行為等>  
(禁止行為)

七十六条 3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

### ■ 道路法(平成18年での改定)

#### 道路法施行令

##### 車輪止め装置等を占用許可物件として追加

(平成18年11月15日)

- 道路管理者の許可が必要な占用物件の定義(第七条)
- 自転車駐車器具の占用の場所に関する基準(第十一条の九)
- 原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準(第十一条の十)
- 指定区間内の国道に係わる占用料の額(第十九条)

##### 自転車駐車を道路附属物として追加

(平成17年4月1日)

- 道路の附属物として道路上、又は道路に接して道路管理者が設ける自転車駐車を追加(第三十四条の三 八号)

※現在は、道路法第二条第二項六に規定

#### 道路法施行令の一部改正について(通達)

(平成18年11月15日)

- 駐車器具の占用基準、占用主体、自転車等駐車場の運営形態(国道利第31号、及び国道利第32号)

#### 路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針

(平成18年11月15日)

- 一般的技術基準

[路上駐輪場(イメージ)]



※出典: 自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン



## ■自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 【S55.11.25制定、H5.12.22改正】

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

- 第5条 地方公共団体又は道路管理者は、・・・、**一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。**
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、**その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。**
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な**交通規制の実施を図るものとする。**
- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、**道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等**（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）**の撤去等に努めるものとする。**



## ■名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例 【S63.4.1施行】

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、**旅客の利便に供するため、自転車駐車を設置するように努めなければならない。**

(施設の設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、**当該施設の利用者のために必要な自転車駐車を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。**

(放置禁止区域の指定等)

第9条 市長は、市民の良好な生活環境の確保を図るため、必要があると認めるときは、**自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域に指定することができる。**

(放置禁止区域内における自転車等の放置の禁止)

第10条 利用者等は、放置禁止区域内において、**自転車等を放置してはならない。**

第11条 市長は、放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導し、又は命ずることができる。

2 市長は、**放置禁止区域内に放置**された自転車等を**直ちに撤去**し、あらかじめ市長が定めた場所(以下「保管場所」という)において保管することができる。

※(1月保管後、処分)